



鳥取県公報

平成13年4月17日(火)
第7273号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (278) (市町村振興課) 1
	土地改良区の役員の就退任 (2件) (279・280) (耕地課) 3
	土地改良事業の同意 (281) (") 4
	土地改良事業の工事の完了 (282) (") 4
	県営土地改良事業の工事の完了 (283) (") 5
	土地改良法による換地処分 (284) (") 5
	生産事業者の登録の失効 (285) (森林保全課) 5
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (286) (都市計画課) 6
病院局告示	鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務の委託 (1) 6
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 7
調達公告	落札者の決定 (会計課) 8
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) 8

告 示

鳥取県告示第278号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第1項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良事業に係る日光地区第5工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成12年8月1日現在の地番による。)
大字小江尾字三通田	大字小江尾字三通田のうち75の1、79の1と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小江尾字森田	大字小江尾字三通田75の1、79の1と一体をなす国有地の一部 大字小江尾字森田の全域
大字小江尾字湯頭	大字小江尾字湯頭のうち213の一部、215の一部、218の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに1570と一体をなす国有地の一部以外の区域

	大字小江尾字大松谷尻リ234の1の一部、234の2の一部、235の1の一部、235の2の一部、247の一部、248の1の一部、248の3の一部
大字小江尾字大松谷尻リ	大字小江尾字湯頭213の一部、215の一部、218の1の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに1570と一体をなす国有地の一部 大字小江尾字大松谷尻リのうち234の1の一部、234の2の一部、235の1の一部、235の2の一部、247の一部、248の1の一部、248の3の一部、264の一部、265の1の一部、266の1の一部、302の3の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小江尾字大松谷310の3、310の4の一部、310の5、310の6の一部、311の一部、313の一部、314の2の一部、314の6の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小江尾字大成北平318の1、318の5、318の7の一部、318の10から318の13まで、318の17の一部、318の18及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字小江尾字大成南平321の3の一部 大字小江尾字大埜尻363の1の一部、371の一部、380の一部、381の1の一部、381の2の一部、382の1から382の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小江尾字大松谷	大字小江尾字大松谷のうち310の3、310の4の一部、310の5、310の6の一部、311の一部、313の一部、314の2の一部、314の6の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小江尾字大成北平	大字小江尾字大成北平のうち318の1、318の5、318の7、318の10から318の13まで、318の16から318の18まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字小江尾字大成南平	大字小江尾字大成南平のうち321の3以外の区域
大字小江尾字大埜日南平	大字小江尾字大成北平318の16の一部、318の17の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに318の18と一体をなす国有地の一部 大字小江尾字大成南平321の3の一部 大字小江尾字大埜日南平の全域 大字小江尾字大埜尻359の3の一部、360の2の一部、361の1の一部、361の2の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字小江尾字下大埜南平	大字小江尾字下大埜南平のうち348の2の一部、348の3から348の5まで、348の8の一部、348の10、349、352以外の区域
大字小江尾字大埜尻	大字小江尾字大松谷尻リ264の一部、265の1の一部、266の1の一部、302の3の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字小江尾字大成北平318の7の一部、318の16の一部、318の17の一部 大字小江尾字大埜南平348の2の一部、348の3から348の5まで、348の8の一部、348の10、349、352 大字小江尾字大埜尻のうち359の3の一部、360の2の一部、361の1の一部、361の2の一部、363の1の一部、371の一部、380の一部、381の1の一部、381の2の一部、382の1から382の3までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字小江尾字北下谷林459、460の1の一部、460の2、460の3、460の7の一部 大字小江尾字南下谷林483の1の一部、483の2、483の3の一部、483の4の一部、484、485の1、486の1、486の2、487及びこれらと一体をなす国有地 大字小江尾字北朽ノ子埜488の1、488の2の一部、489、490 大字小江尾字代502の1、502の3の一部、503の1の一部、503の2の一部、504から508まで、509の1の一部、510、511の1の一部、514、515及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字小江尾字北下谷林	大字小江尾字北下谷林のうち459、460の1の一部、460の2、460の3、460の7の一部以外の区域
大字小江尾字南下谷林	大字小江尾字南下谷林のうち483の1の一部、483の2、483の3の一部、483の4の一部、484、485の1、486の1、486の2、487及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字小江尾字北柝ノ子塔	大字小江尾字北柝ノ子塔のうち488の1、488の2の一部、489、490以外の区域
大字小江尾字南柝ノ子塔	大字小江尾字南柝ノ子塔のうち501の2、501の3の一部以外の区域
大字小江尾字代	大字小江尾字南柝ノ子塔501の2、501の3の一部 大字小江尾字代のうち502の1、502の3の一部、503の1の一部、503の2の一部、504から508まで、509の1の一部、510、511の1の一部、514、515及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字小江尾字成ル林762の1の一部、762の2及びこれらと一体をなす国有地
大字小江尾字成ル林	大字小江尾字成ル林のうち762の1の一部、762の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

監 事 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
 " 米 田 勲 倉吉市鴨河内1001
 " 上 田 新 一 倉吉市河原町1689 - 1

平成13年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
 " 米 田 勲 倉吉市鴨河内1001
 " 上 田 新 一 倉吉市河原町1689 - 1
 " 畑 中 保 近 倉吉市不入岡266

平成13年4月5日就任 任期3年

鳥取県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事	小 谷 礼次郎	倉吉市国分寺294
"	高 岡 俊 一	倉吉市国分寺160 - 1
"	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
"	大 庭 保	倉吉市福光612
"	河 本 定 夫	倉吉市福光126 - 2
"	前 田 浩 登	倉吉市福光565 - 2
"	早 田 重 喜	倉吉市横田704
"	早 田 博 之	倉吉市横田698
監事	牧 田 末 広	倉吉市福光584 - 6
"	岸 本 岩 男	倉吉市国分寺124

平成13年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	小 谷 礼次郎	倉吉市国分寺294
"	前 田 浩 登	倉吉市福光565 - 2
"	早 田 博 之	倉吉市横田698
"	高 岡 和 美	倉吉市国分寺253
"	大 庭 保	倉吉市福光612
"	高 岡 俊 一	倉吉市国分寺160 - 1
"	早 田 重 喜	倉吉市横田704
"	米 田 寿 春	倉吉市福光322
監事	牧 田 末 広	倉吉市福光584 - 6
"	岸 本 岩 男	倉吉市国分寺124

平成13年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業大立地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）について平成13年4月11日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成13年4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
倉 吉 市	基盤整備促進事業志津地区農業用排水	平成13年 2月28日

鳥取県告示第283号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成13年 4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営担い手育成基盤整備事業印賀地区区画整理	平成12年 3月 2日
県営ため池等整備事業船谷地区ため池等整備	平成12年 3月27日
県営ほ場整備事業天神野地区区画整理	平成12年 3月31日
県営ほ場整備事業江尾・宮市地区区画整理	平成12年 8月10日
県営ため池等整備事業松谷地区ため池等整備	平成13年 3月19日
県営中山間地域総合整備事業日光地区農業用排水及び区画整理	平成13年 3月30日

鳥取県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日光地区（第5工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成13年 4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第285号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成13年 4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
79	坂 尾 裕 正	八頭郡八東町大字 才代47	穂の採取並びに幼苗及び 幼苗以外の苗木の育成	坂尾裕正苗畑	八頭郡八東町大 字才代

鳥取県告示第286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、智頭町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画道路3・6・1号錦橋紅葉橋線（変更前1・小・3号錦橋山根線）、3・6・2号智頭坂原線

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、鳥取県立中央病院の休日・夜間等救急受付業務に係る医療費の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成13年4月17日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

1 委託の相手

富士警備保障株式会社

2 委託年月日

平成13年4月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年4月17日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成13年5月22日 午前10時00分から 午後3時00分まで	鳥取市東町一丁目220 県議会棟2階 執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成13年5月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年4月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 「とっとり県政だより」の印刷業務
1回につき207,500部 12回発行
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 決 定 日 平成13年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 今井印刷株式会社
米子市富益町8
- 5 落 札 価 格 26,232,150円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 入 札 公 告 日 平成13年2月16日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の
名 称 及 び 所 在 地 鳥取県出納局会計課
鳥取市東町一丁目220

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成13年4月17日

財団法人消防試験研究センター理事長 小 宮 多 喜 次

1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成13年6月24日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成13年6月24日（日）	午前10時15分から

2 試 験 場

鳥取県庁講堂	鳥取市東町一丁目220
鳥取県立県民文化会館第1会議室	鳥取市尚徳町101 - 5
鳥取県立県民文化会館第2会議室	鳥取市尚徳町101 - 5
鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室	倉吉市山根529 - 2
鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室	倉吉市山根529 - 2
米子職業能力開発促進センター大教室	米子市古豊千520
米子商工会議所大会議室	米子市加茂町二丁目16
米子食品会館多目的ホール	米子市旗ヶ崎2030

3 受験願書の受付期間

平成13年4月18日（水）から同年5月2日（水）まで（郵送による場合は、平成13年5月2日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 - 0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県消防課、各消防局又は各地区危険物保安協会において交付する。
- (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857 - 20 - 3669）に照会すること。

